

日本学生支援機構奨学金（貸与）

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る緊急・応急採用について

令和元年8月の大雨による災害に係る災害救助法適用地域（令和元年8月28日適用）に定められた市町村に本人又は保証人が居住し、災害により罹災した場合、奨学金の申込みを受付けますので、貸与を希望する者は各キャンパスの学生課に相談をしてください。

記

1. 対象地域

【佐賀県】

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町
（第1報、法適用日：令和元年8月28日）

2. 貸与始期

- (1) 緊急採用（第一種奨学金）：令和元年8月以降で申込者が希望する月とします。
- (2) 応急採用（第二種奨学金）：令和元年4月以降で申込者が希望する月とします。

3. 貸与終期

- (1) 緊急採用（第一種奨学金）：令和2年3月とします。

※ 緊急採用（第一種奨学金）は令和2年年3月までの貸与となります。ただし、令和2年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者から、令和2年1月10日（金）までに「緊急採用（第一種）奨学金継続願」の提出があった場合には、翌年度末（令和3年3月）まで貸与を継続します。また、年度末ごとに同様の願い出を繰り返すことにより、修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

- (2) 応急採用（第二種奨学金）： 修業年限の終了月までとします。

4. 提出書類

市区町村で発行された罹災（被災）証明書
申込書一式

以上
学生生活支援部 学生課